

# 反面調査を巡るいくつかの法律問題

酒 井 克 彦

## 目 次

はじめに

- I 税務調査の意義
  - II 反面調査における必要性要件論
  - III 反面調査における補充性要件論
  - IV その他の若干の問題と提案
- 結びに代えて

## はじめに

これまで、税務調査を巡る法律上の問題は種々議論されてきた。近年では、納税環境整備の一環として、平成23年12月に納税者の権利保護に資するよう国税通則法が改正され、税務調査手続に関する条文が新たに設けられるなどして、同25年1月から施行されている。

管見するところ、かかる改正の前に実施された政府税制調査会の議論などにおいては、税務調査のうち、専ら納税者本人に対する実地調査（以下「本人調査」ともいう。）が主にフォーカスされ、実地調査以外の調査や、実地調査のうちでも、取引先調査や金融機関調査といった反面調査などに関する法律上の問題は必ずしも十分に議論されていたとはいえないように思われる。

同じく、宮谷俊胤教授も、我が国において本人調査に関する裁判例は枚挙に暇がないのに対し、反面調査のそれは皆無に等しいことを指摘され、

その理由として、「反面調査に関する規定が完備され、法律上の問題がないと考えられているからであろうか。反面調査が納税者本人の知らないところで実施されていることが少なくないことから法律上の問題が表面化しないからであろうか。」などと推測される（宮谷「反面調査に関するイギリスの最近の判例」税法538号57頁）。

それは、反面調査先に対する法的保護の問題は本人調査の問題に包摂されていると考えてのことなのか、あるいは、反面調査に関する法律上の問題として取り上げるべき特有の問題はない、それともあっても無視し得ると考えてのことであるのかは必ずしも判然としない。考えてみれば、申告納税制度とは、納税者が自ら、自身の課税標準や税額を申告し、かかる申告に責任を有する制度であるといってもよいものであるから、納税者本人が提出した申告内容につき、あるいは申告書を提出しなかったこと等につき、責任を持つべきであるとの考え方からすれば、本人調査の際に納税者に調査受任義務があるとする通説・判例の見解には納得できよう。しかしながら、反面調査を受ける側からみれば、反面調査とは他人の納税申告等の内容の確認のために受ける調査である。そこに、反面調査先がいかなる理由で調査受任義務を負うのかという問題は依然として残されているように思われるのである。

本稿では、反面調査を巡る様々な問題のうちのいくつかを取り上げて、反面調査に所在する特有の法律問題について検討を加えることとしたい<sup>1)</sup>。

---

1) なお、税務調査を巡る法律問題のまとまった研究としては、金子宏「租税手続法」『租税法理論の形成と解明（下）』（有斐閣2010）、日税研論集9号『税務調査（1）—諸外国における税務調査—』に所収されている各論稿、水野忠恒「行政調査論」同『租税行政』（有斐閣2011）、北野弘久『質問検査権の法理』（成文堂1974）、酒井克彦『クローズアップ租税行政法〔第2版〕』118頁（財経詳報社2016）、同『税務調査の法律問題』（ファルクラム2011）などを参照。

## I 税務調査の意義

### 1 税務調査の意義と機能

シャープ税制使節団は、「納税者が一旦申告書を提出すれば、申告納税の自発的に行われる仕事は終了し、税務署の仕事が始まる。納税者が申告納税の責任を正しく履行する限り、税務署の負担は軽減される。いかなる所得税においても経験することであるが、納税者の協力が落ちるのを防止する必要上、申告書の照会調査に絶えず目を配っていなければならない。申告書の敏速かつ効果的な調査は、違反に対する罰則の適用によってそれが裏付けられていれば、納税者の高度の申告納税をもたらすであろう。それ故、正当な所得税の税務行政には広範な調査計画が絶対必要である。しかし、その調査の目的なり結果は、正しい税金の客観的査定といった方向へ間違いなく持っていかなければならない。正直な納税者には、不正直な者がその不正直によって利益することがないという保証が与えられなければならない。調査官が遅かれ早かれ納税者を見つけ出し、彼が自分の税額の全部と非行に対する罰を必ず受けるということが正直な納税者のために保証されなければならない。」と勧告している<sup>2)</sup>。

このように、シャープ勧告においても、税務調査の役割は期待されていたのである。同様の期待は、昭和36年7月付け政府税制調査会「国税通則法の制定に関する答申」からも看取することができる。すなわち、同答申は、「税務職員の質問検査権等の的確な行使は、すべての納税義務者をして租税法に定める納税義務を確実に履行せしめることの担保となるものである。したがって、それは租税行政上の公平を確保する重要な担い手となる。」と述べている。

---

2) Report on Japanese Taxation By The Shoup Mission, 1949.

また、いわゆる荒川民商事件上告審最高裁昭和48年7月10日第三小法廷決定(刑集27巻7号1205頁)<sup>3), 4)</sup>(以下「荒川民商事件最高裁決定」という。)は、「税務署その他の税務官署による一定の処分のなされるべきことが法令上規定され、そのための事実認定と判断が要求される事項があり、これらの事項については、その認定判断に必要な範囲内で職権による調査が行なわれることは法の当然に許容するところと解すべきものである」と説示する。

このことを、申告納税制度との関係で説明することも可能である。

すなわち、「申告納税制度は真実の所得を知りうる立場にある納税者の自主的で適正な申告を期待した制度である」から、このような制度の下では、納税者に第一義的な税額等の確定作業が委ねられているところではあるが、第二義的にはそれを確認等するための税務調査が予定されており、

---

3) 判例評釈として、金子宏・行政判例百選Ⅱ263頁以下、小早川光郎・租税判例百選〔第3版〕166頁以下、曾和俊文・行政判例百選Ⅰ〔第3版〕214頁以下、廣瀬肇・行政判例百選Ⅰ〔第5版〕216頁以下、清永敬次・シュト137号12頁以下、南博方・ジュリ565号38頁以下、柴田孝夫・昭和48年度最高裁判所判例解説〔刑事篇〕99頁以下、同・曹時25巻10号195頁以下、松澤智・税務事例5巻9号4頁以下、同・税務事例5巻12号57頁以下、柴田勲・税通33巻14号202頁以下、石堂功卓・警察研究49巻10号63頁以下、前田覚・税法316号1頁以下、鶴見祐策・法民81号44頁以下、比護正史・税理27巻5号61頁以下、酒井克彦『ブラッシュアップ租税法』426頁(財経詳報社2011)以下など参照。なお、第一審東京地裁昭和44年6月25日判決(刑集27巻7号1303頁)は不答弁罪及び検査拒否罪の成立を否定した(判例評釈として、芝原邦爾・判タ239号86頁、板倉宏・判時575号127頁、光広竜夫・ジュリ446号132頁など参照)が、控訴審東京高裁昭和45年10月29日判決(刑集27巻7号1308頁)は、有罪判決を下した(判例評釈として、高梨克彦・シュト109号42頁以下、内田一郎・続刑法判例百選198頁以下など参照)。

4) 松澤智教授は、「この最高裁の判断は実務に多大な影響を与えたが、結局、問題は税法の当該条文〔筆者注：質問検査権に係る規定〕が明確でないところから紛争が生じたもの」とされる(松澤『新版 租税争訟法』446頁(中央経済社2001))。

かかる調査による確認作業も広い意味での申告納税制度のシステムの一部であるといえよう。

## 2 税務調査の根拠

国税通則法74条の2《当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権》第1項は、「国税庁、国税局若しくは税務署（以下「国税庁等」という。）等は、所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる」と規定する。

### ① 所得税に関する調査 次に掲げる者

イ 所得税法の規定による所得税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は確定損失申告書、年途中で死亡した場合の確定申告書若しくは年途中で出国をする場合の確定申告書を提出した者

ロ 支払調書、源泉徴収票又は信託の計算書等に規定する計算書若しくは調書を提出する義務がある者

ハ イに掲げる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があったと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があったと認められる者若しくは当該権利があると認められる者

### ② 法人税又は地方法人税に関する調査 次に掲げる者

イ 法人

ロ イに掲げる者に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者

### ③ 消費税に関する調査（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる者

- イ 消費税法の規定による消費税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者又は還付を受けるための申告書を提出した者
- ロ イに掲げる者に金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者

④ 消費税に関する調査（税関の当該職員が行うものに限る。） 次に掲げる者

- イ 課税貨物を保税地域から引き取る者
- ロ イに掲げる者に金銭の支払若しくは資産の譲渡等をする義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭の支払若しくは資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者

なお、これは、旧所得税法234条、旧法人税法154条に規定されていたものが、平成23年の国税通則法改正によって、同法に一部修正の上移管された条項である。同条項以下に、所得税法以外の各税目に掲げられていた質問検査権規定が移管されている。

例えば、旧相続税法60条の質問検査権規定は、国税通則法74条の3《当該職員の相続税等に関する調査等に係る質問検査権》に一部修正の上移管されている。同条は、相続税、贈与税、地価税に関する調査について必要があるときは、次の者に質問、検査等を行うことができることとされている。

① 相続税若しくは贈与税に関する調査又は相続税若しくは贈与税の徴収次に掲げる者

- イ 相続税法の規定による相続税又は贈与税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者（以下この号及び次項において「納税義務がある者等」という。）
- ロ 相続税法59条《調書の提出》に規定する調書を提出した者又はその

調書を提出する義務があると認められる者

- ハ 納税義務がある者等に対し、債権若しくは債務を有していたと認められる者又は債権若しくは債務を有すると認められる者
  - ニ 納税義務がある者等が株主若しくは出資者であったと認められる法人又は株主若しくは出資者であると認められる法人
  - ホ 納税義務がある者等に対し、財産を譲渡したと認められる者又は財産を譲渡する義務があると認められる者
  - ヘ 納税義務がある者等から、財産を譲り受けたと認められる者又は財産を譲り受ける権利があると認められる者
  - ト 納税義務がある者等の財産を保管したと認められる者又はその財産を保管すると認められる者
- ② 地価税に関する調査 次に掲げる者
- イ 地価税法の規定による地価税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者
  - ロ イに掲げる者に土地等の譲渡をしたと認められる者若しくはイに掲げる者から土地等の譲渡を受けたと認められる者又はこれらの譲渡の代理若しくは媒介をしたと認められる者
  - ハ イに掲げる者の有する土地等を管理し、又は管理していたと認められる者

質問検査権について、金子宏教授は、「所得の源泉と形態が著しく多様化していること、等の事情にかんがみると、所得の正確な把握と納税者間の公平の維持のために、質問検査権のもつ重要性は依然として大きく、その行使をめぐる摩擦と対立とは、今後増大することはあっても減少することはないと思われる。」と述べられる<sup>5)</sup>。

---

5) 金子宏『所得概念の研究』355頁（有斐閣1995）。

### 3 税務調査の必要性

#### (1) 問題関心

税務調査の必要性の程度については、議論のあるところである。実定法に即して具体的にいえば、例えば、国税通則法74条の2にいう「所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるとき〔下線筆者〕」の解釈である。

ここには、一般的必要性説と個別的必要性説の対立があるが<sup>6)</sup>、通説は、一般的必要性説に立っていると解される。

また、申告納税制度を適正に担保するために法が用意した調査権の発動が権利濫用によって違法性を帯びることがあり得ることに鑑みると、客観的必要性と適法な裁量権行使の双方が求められる必要がある。また、この客観的必要性の判断は個々の調査ごとに異なるものであると思われるが、この必要性の判断においては、主観的裁量による判断が排除されるべきという意味で荒川民商事件最高裁決定は「客観的必要性」を論じたものと考えられる。すると、この客観性をどのように理解するかという問題が次に待っている。

#### (2) 荒川民商事件最高裁決定

荒川民商事件最高裁決定は、「所得税法234条1項の規定は、国税庁、国税局または税務署の調査権限を有する職員において、当該調査の目的、調査すべき事項、申請、申告の体裁内容、帳簿等の記入保存状況、相手方の事業の形態等諸般の具体的な事情にかんがみ、客観的な必要性があると判断される場合には、前記職権調査の一方法として、同条1項各号規定の者に

---

6) 旧法下の議論ではあるが、「必要があるとき」を不確定概念であるとした上で、「そもそも『必要があるとき』という用語は、もともとあってもなくてもよい枕詞みたいなもの」と論じる見解もある（柴田薫「『必要あるとき』とは」税理1973年10月号52頁）。



対し質問し、またはその事業に関する帳簿、書類その他当該調査事項に関連性を有する物件の検査を行なう権限を認めた趣旨〔下線筆者〕〕としており、具体的事情に鑑みるということ述べるだけで具体的に合理的な嫌疑が必要とまでは説示せず、恣意的な必要性でないことはもとより、客観的必要性が要求されると述べるだけである。すると、この見解は一般的必要性を論じているということになりそうである。

学説の多数はこの判断を支持しており、通説は一般的必要性説に立っているといえよう。

## II 反面調査における必要性要件論

### 1 反面調査の意義

反面調査とは、当該納税者の取引先に対する調査をいい、納税者の調査における答弁や帳簿書類の信憑性を確認したり、あるいは納税者の帳簿書類の信憑性が低い、調査に非協力的な場合に取引業者から取引内容を把握するためなどを目的として行うものである。取引銀行などの金融機関への調査も反面調査に含まれる。一般的に言えば、税務調査は、納税者の申告内容等の確認であるから、しばしば納税者本人の申告内容の「裏をとる」必要があることもある。また、納税者本人が調査において非協力的であるようなケースでは、本人調査によって十分な資料情報を得ることができないことも少なくない。かような場合には、取引先や金融機関における調査を展開する必要がある。上記のとおり、国税通則法はそのような場合の質問検査権規定を用意しているのである。

税務調査は「任意調査」と「強制調査」、 「事前調査」と「事後調査」など、様々な角度から区分することができる。本稿では「本人調査」と「反面調査」の区分の下、検討を進めたい。反面調査における質問検査権行使に伴う自由の制約、すなわち納税義務者ではない第三者の受忍義務

など、反面調査には法的問題が多いものと解される<sup>7)</sup>。

## 2 反面調査の根拠

反面調査の実定法上の根拠は、前述の国税通則法74条の2第1項1号ハ(所得税)、2号ロ(法人税)、3号ロ(消費税)、4号ロ(消費税)、同法74条の3第1項1号ハないしへ(相続税・贈与税)、2号ロ及びハ(地価税)であり、これらが反面調査先に対する質問検査権規定である。

このように実定法上は、明確に反面調査先に対する税務署長等による質問検査の権限が規定されているが、これらの規定の由来は、本人調査と同様に申告納税制度に求められるのであろうか。

いわゆる川崎民商事件上告審最高裁昭和47年11月22日大法廷判決(刑集26巻9号554頁)<sup>8)</sup>は、「同法63条所定の収税官吏の検査は、もっぱら、所得税の公平確実な賦課徴収のために必要な資料を収集することを目的とする手続であって、その性質上、刑事責任の追及を目的とする手続ではない」とした上で、「検査の範囲は、前記の目的のため必要な所得税に関する事項にかぎられており、また、その検査は、同条各号に列挙されているよう

7) 金子宏ほか編『租税法講義—第3巻租税行政法—』96頁、122頁〔渡辺昭執筆部分〕参照(ぎょうせい1975)。

8) この判決を扱った先行業績には枚挙に暇がないが、差し当たり、佐藤幸治・行政判例百選Ⅱ261頁、前田寛・税法316号1頁、北野弘久・シュト129号22頁、小高剛・ジュリ535号6頁、山田二郎・税弘21巻2号90頁、板倉宏・ジュリ526号52頁、柴田孝夫・曹時25巻3号165頁、渡辺良二・憲法判例百選Ⅱ、田宮裕・警察研究48巻11号46頁、真鍋薫・税務事例5巻1号4頁、金子宏・判評172号13頁、棟居快行・憲法訴訟〔法七増刊〕84頁、熊本信夫・行政判例百選Ⅰ〔第2版〕214頁、成田頼明・租税判例百選〔第3版〕168頁、中川剛・憲法判例百選Ⅱ〔第3版〕248頁、熊本信夫・行政判例百選Ⅰ〔第4版〕232頁、石川健治・租税判例百選〔第4版〕208頁、曾和俊文・論究ジュリ3号47頁、高橋靖・行政判例百選Ⅰ〔第6版〕220頁、松井幸夫・憲法判例百選Ⅱ〔第6版〕258頁など参照。

に、所得税の賦課徴収手続上一定の関係にある者につき、その者の事業に関する帳簿その他の物件のみを対象としている〔下線筆者〕とする<sup>9)</sup>。ここでは、質問検査権が反面調査先にも及ぶ根拠が示されておらず、「賦課徴収手続上一定の関係のある者」についても、質問検査権が及ぶとするのみである。

思うに、反面調査は、本人調査とは異なり、適正・公平な納税義務の履行の確保という趣旨において行われる税務調査の一環であるとしても、調査を受ける側からみれば、本人調査は申告納税制度の下、自らの申告内容等に対する責任の一端として調査を受任すべきという意義を導出することが可能ではあるものの、反面調査についてそのような論理を直接には導けない。あくまでも、反面調査は本人調査を実施する政府に対する協力が実定法において義務付けられているものにすぎない。したがって、社会参画者という立場から、行政運営に協力すべき社会的役割を間接的に担っているという点にのみ根拠付けることができるにすぎない。これは、ある意味、源泉徴収義務者が本人の納税額の確定以外の場合において広義の納税義務を負わされていること（所法183, 199, 203の2, 207, 209の2, 210, 212）、

9) さらに、間接強制であることに対して、「この場合の強制的態様は、収税官吏の検査を正当な理由がなく拒む者に対し、同法70条所定の刑罰を加えることによって、間接的心理的に右検査の受忍を強制しようとするものであり、かつ、右の刑罰が行政上の義務違反に対する制裁として必ずしも軽微なものとはいえないにしても、その作用する強制的度合いは、それが検査の相手方の自由な意思をいちじるしく拘束して、実質上、直接的物理的な強制と同視すべき程度にまで達しているものとは、いまだ認めがたいところである。国家財政の基本となる徴税権の適正な運用を確保し、所得税の公平確実な賦課徴収を図るという公益上の目的を実現するために収税官吏による実効性のある検査制度が欠くべからざるものであることは、何人も否定しがたいものであるところ、その目的、必要性にかんがみれば、右の程度の強制は、実効性確保の手段として、あながち不均衡、不合理なものとはいえないのである。」と説示している。

特定の金員等の支払者に支払調書などの法定調書等の提出義務が課されていること（所法225, 226, 227, 227の2, 228, 228の2, 228の3, 228の3の2等）に類似しているともいえよう。また、近年マイナンバー制度の導入により事業者課されることとなった各種の義務にも通じるところがあるようにも思われる<sup>10)</sup>。

そこで、反面調査における質問検査権の行使を本人調査のそれに比して、制限的に解釈すべきか否かについては争いがあるところであるが、「質問検査権の行使そのものを限定的に解した上、反面調査を例外的に行われるものと位置付ける見解は採用し難い」とする見解もある<sup>11)</sup>。

他方で、北野弘久教授は、「もとより、反面調査の対象者は直接、納税の義務を負う者ではない。それだけに……質問検査の範囲も厳格に限定されるとみなければならぬ。」と述べられる<sup>12)</sup>。

### 3 荒川民商事件最高裁決定の射程範囲

#### (1) 問題関心

この点、荒川民商事件最高裁決定が、実定法上規定のない調査における仔細の事項については、客観的な調査の必要があり、私的利益の侵害が社会通念上許容される限りにおいて、税務職員の合理的な裁量権に委ねられると述べたことから、反面調査においてもかかる税務職員の合理的裁量に委ねられるものなのか否かについて議論が提起されるところである。やや具体的にいえば、同最高裁は、一般的必要性説に立った上で、実定法上特

---

10) この点に関しては、酒井克彦「事業者が直面する情報管理に係る新たな義務：マイナンバー制度と情報管理を巡る義務」商学論纂57巻5 = 6号549頁以下参照。

11) 中尾巧『税務訴訟入門〔第4版〕』306頁（商事法務2008）。

12) 北野弘久「実体税法上の調査権の法的限界」杉村章三先生古稀祝賀『税法論文集』11頁（三晃社1970）。

段の規定のない、調査内容、調査期間、調査場所、調査の手順等について税務職員の合理的な裁量に委ねられているとしているわけであるが、かかる点に「反面調査の実施の有無、方法等」が含まれるか否かに関心を寄せる必要があるだろう。

(2) 荒川民商事件最高裁決定が及ぶとする見解

反面調査についても荒川民商事件最高裁決定の射程範囲が及ぶと解するべきであろうか。

反面調査の違法性が争点となった事例として、名古屋地裁平成18年10月12日判決（税資256号順号10526）がある。同地裁は、「法人税法154条1項は、『法人の納税地の所轄税務署（略）の当該職員は、法人税に関する調査について必要があるときは、法人（略）に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する帳簿書類を検査することができる。』と規定し、税務署職員による質問検査権の一環として、当該法人の取引先等に対するいわゆる反面調査権を認めているところ、ここにいう『必要があるとき』といえるか否かの判断は、当該調査の目的、調査すべき事項、申請・申告の体裁内容、帳簿等の記入保存状況、相手方の事業の形態等諸般の具体的事実にかんがみ、反面調査の必要性が認められ、かつ、調査の相手方の私的利益との衡量において、社会通念上相当な限度にとどまる限り、これを権限ある収税官吏の合理的な選択に委ねたものと解するのが相当である（最高裁昭和58年7月14日判決・訟務月報30巻1号151頁参照。）」とする。

名古屋地裁は、千葉民商事件上告審最高裁昭和58年7月14日第一小法廷判決（訟月30巻1号151頁）<sup>13)</sup>を引用した判断を展開している。そもそも、か

13) 第一審千葉地裁昭和46年1月27日判決（行裁例集22巻1=2号26頁。判例評釈として清永敬次・判評637号7頁以下、高梨克彦・シュト110号12頁以

かる千葉民商事件最高裁判決が、「最高裁昭和45年（あ）第2339号同48年7月10日第三小法廷決定・刑集27巻7号1205頁参照」として、荒川民商事件最高裁決定を引用していることからすれば、名古屋地裁判決も、千葉民商事件最高裁判決と同様、荒川民商事件最高裁決定の射程範囲が反面調査にも及ぶとする態度を示しているといえよう。

### （3）荒川民商事件最高裁決定が及ばないとする見解

ところで、荒川民商事件最高裁決定は、本人調査の問題を論じた事件における最高裁の態度の表明であり、更にいえば、調査に非協力的な団体と税務職員との対峙を前提とした事例であったことに留意する必要がある。通常の協力要請に応じる納税者についての反面調査の場合とは、これらの2つの要素において大きく性質を異にしているといえはしないであろうか。すなわち、荒川民商事件最高裁決定の射程範囲はここで論じようとしている問題を解決する先例となり得るのであるだろうか。

この点、山口地裁平成20年10月1日判決（税資258号順号11044）は、「最高裁昭和48年7月10日決定〔筆者注：荒川民商事件最高裁決定〕は、納税義務者が質問調査を拒否した事案に関するものであり、現行所得税法234条1項3号や法人税法154条の反面調査について当然に射程が及ぶものではない。」として荒川民商事件最高裁決定の射程範囲を述べている。そうであるとすると、調査における必要性の議論においても、本人調査に関する最高裁の事例において、最高裁が一般的必要性説に立った判断を示したからといって、そのままこれを反面調査の場面に適用することには躊躇を感じざるを得ないのである。

---

下、小林良一・ジュリ501号157頁以下など参照）は税務調査の拒否に合理的な理由があるとして正当な権利行使が認定されている。これに対して、控訴審東京高裁昭和53年10月17日判決（行裁例集29巻10号1838頁）は第一審判断を覆し質問検査権行使に違法はないとしている。

同地裁は、「税務調査担当職員が反面調査の前に、当該法人に対し、調査の理由や必要性を個別具体的に明らかにすると、取引先との通謀等を行い、あるいは手元の資料の隠匿改ざんなどを行う余地を与えかねないことに照らすと、税務調査担当職員が当該法人に対し、反面調査の前に反面調査を行う旨や反面調査の理由及び必要性を個別具体的に説明することが必要であると解することは困難である。

そうすると、税務調査担当職員の反面調査が国賠法上違法となるのは、〔1〕 具体的事情にかんがみ反面調査を行う必要性に欠ける場合か、〔2〕 当該反面調査が、当該法人ないし反面調査における質問先の私的利益との衡量の観点において、社会通念上相当な限度を逸脱した場合というべきである。そして、反面調査を認めた法の趣旨に照らすと、〔1〕の必要性については、脱税の疑いが認められるような場合はもとより、申告の真実性、正確性を確認する必要がある場合にも認められると解される。また、〔2〕の判断に当たっては、当該法人に対する反面調査の必要性の程度、当該必要性と反面調査で得られるべき情報との関連性、反面調査の態様、反面調査によって失われた当該法人や当該法人の役員等の私的利益（反面調査による信用失墜やそのおそれ、反面調査によって通常知られたくない情報が国家機関に知られてしまったことなどは、ここにいう私的利益に含まれる。）などを総合的に考慮して決するのが相当である。」と論じる。

山口地裁が論じるように、荒川民商事件最高裁決定の射程範囲は納税義務者が質問検査を拒否した事案にまでしか及ばないと解するのが妥当ではないかと思われる。したがって、反面調査の場面において、同決定を適用するのは妥当ではない。

かような整理の上で、山口地裁判決は、国家賠償法上違法となる場面を次のような2つの場合に限定している。

- ① 具体的事情に鑑み反面調査を行う必要性に欠ける場合

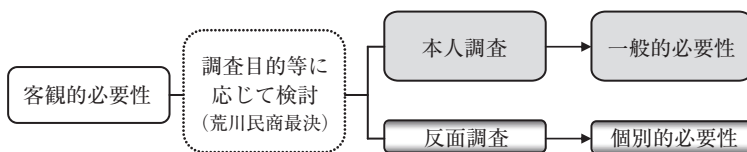
② 当該反面調査が、当該法人ないし反面調査における質問先の私的利益との衡量の観点において、社会通念上相当な限度を逸脱した場合なるほど、かような場面では反面調査が違法となるとする見解は、一見すると荒川民商事件最高裁決定の判断枠組みと同様のもののように思われるが、それとは別に措置された基準であると解すべきではなからうか。この観点は、荒川民商事件最高裁決定の射程の及ばない領域においては改めて、質問検査権規定等実定法の解釈を通じて違法性を判断すべきとする態度に出たもので、妥当な判断であると考ええる。

そこで、①の論点では、補充性の問題が惹起されることになり、さらに、②の論点では、質問先の私的利益との衡量に加えて、さらに反面調査の前提としてなされている本人調査における被調査者の私的利益との衡量を考慮にいれなくてもよいかどうかという問題が惹起される。この点は、①の問題解決に付着するところでもある。

#### 4 反面調査における個別的需要性論

上記山口地裁の判決を1つの素材として考察すると、なるほど、同判決が示す①及び②の判断は説得力があるように思われる。これは荒川民商事件最高裁決定に類似の判断であるようにみえるが、注目すべき点は荒川民商事件最高裁決定を単に形式的に適用することの問題点を指摘し、反面調査における調査を前提として新たに判断枠組みを提示しようとしているところにあるのである。

図表1





他方、前述の名古屋地裁のような立場に立ち、荒川民商事件最高裁決定の射程は反面調査にも及ぶと考えるとしても、同決定は、「当該調査の目的、調査すべき事項、申請、申告の体裁内容、帳簿等の記入保存状況、相手方の事業の形態等諸般の具体的事情にかんがみ、客観的な必要性があると判断される場合」としているのであるから、調査の態様に応じて必要性の議論が展開されることは同決定の述べるところと齟齬を来すものではないはずである。

このように考えると、前述の①の判断においては、反面調査においては個別的必要性説に従った取扱いがなされるべきではないかという立論に接近する。また、②は、そもそも反面調査が他人の調査の実効性確保のための協力であるという位置付けから導出されるもので、質問先の私的利益が考慮されなければならないのである。

しかしながら、実定法の根拠を考えた場合、例えば、国税通則法74条の2第1項2号のイの本人調査についてのみ一般的必要性説に立ち、ロの反面調査については個別的必要性説に立つという解釈が果たして可能かという文理解釈上のあるいは平仄上の疑問に正面からぶつかるのである。ただし、これらイないしロは柱書が示す「次の各号」のそれぞれ項目に過ぎず、同条柱書きに「所得税、法人税、地方法人税又は消費税に関する調査について必要があるとき」と規定されているに過ぎないからである。同じ柱書きを受けた各号の質問検査権の必要性を別意に解することには困難を覚えざるを得ない。

### Ⅲ 反面調査における補充性要件論

一般的必要性か個別的必要性かの議論とは別に、本人調査の被調査者の承諾を必要とするかという論点や、本人調査において入手不可能な資料を得るためだけに反面調査が許容されるとする補充性を調査の要件とすべき

かという論点などもある。すなわち、反面調査についての一般的必要性が肯定される場面であったとしても、果たして、納税者本人の調査を行わずして行い得るのかという問題であるが、これは補充性要件という問題である。

補充性とは、本人の調査を行っても十分な資料が取れないとか、あるいは本人の調査の裏付けが必要な場合に、そのことを要件としてなされるべきとする「補充性要件説」とそのような要件は不要であるとする「補充性不要要件説」とに見解が分かれる。

例えば、金子宏教授は「反面調査は、特に必要があると認められる場合のほかは、本人調査によって十分な資料の取得収集ができなかった場合にのみ認められる、と解すべきであろう。」と述べられる（補充性の要件の有無については後述）<sup>14)</sup>。

## 1 補充性要件説

補充性要件説は、納税者に無断で反面調査を実施することは納税者の社会的信用を失墜させることになるから、まず納税者本人に対して調査を実施した上で、事実関係が不明である場合に限ってそれを補充するために限定的に許容されるものであるから、かかる要件を欠く反面調査はそれ自体違法であるとするのである<sup>15)</sup>。

この点、静岡地裁昭和47年2月9日判決（判時659号36頁）<sup>16)</sup>は、「同条項1号の納税者の調査の過程において、その調査だけではどうしても課税標

---

14) 金子宏『租税法〔第21版〕』867頁（弘文堂2016）。

15) 北野弘久『現代税法の構造』327頁（勁草書房1972）、谷口治雄『日本の税法』116頁（東洋経済新報社1966）参照。

16) 判例評釈として、柴田勲・判タ275号95頁以下、高梨克彦・シュト121号6頁以下、吉川経夫・昭和47年度重要判例解説〔ジュリ臨増〕117頁など参照。

準および税額等の内容が把握できないことが明らかになった場合にかぎり、かつ、その限度において可能であると解すべきである。」として補充性要件説に立つ（なお、その控訴審である東京高裁昭和50年3月25日判決は補充性不要件説の立場に立つが、この点は後述する。）<sup>17)</sup>。

また、京都地裁平成元年9月1日判決（訟月37巻1号202頁）及びその控訴審大阪高裁平成2年6月28日判決（訟月37巻1号197頁）も、本人調査において納税者本人が調査に応じなかったことをもって反面調査が許容されるという立場、すなわち補充性要件説から判断をしているように思われる。すなわち、「税務調査は、具体的事情に照らして客観的な必要性があると判断されるときはこれを行なうことができ、また、納税義務者の取引先に対する質問調査（いわゆる反面調査）を行なうか否かも、質問検査の必要性と納税義務者の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、税務職員の裁量事項であるところ、〈証拠略〉を総合すれば、

---

17) 同地裁は、「所得税法234条1項3号の調査（いわゆる反面調査）の場合には、その調査の相手方は直接に納税の義務を負うものではないし、また、法により法定資料の提出を義務づけられた者でもないのであるからして、その行使の範囲は、同条項1, 2号の調査の場合よりさらに厳格に解すべきであり、この場合の質問検査権の行使は、同条項1号の納税者の調査の過程において、その調査だけではどうしても課税標準および税額等の内容が把握できないことが明らかになった場合にかぎり、かつ、その限度において可能であると解すべきである。また、反面調査、臨宅調査のいずれにおいても、その調査にあたっては、調査の相手方が要求するかぎり調査理由を開示すべきである。前述の必要性の要件の実効性を担保するためにも、また、質問検査権の行使が任意調査であって調査の相手方の承諾を得てする調査であることからしても（承諾を与えるためには、何を質問し、何を調査するのが特定されなければ、承諾の与えようがない。）当然のことである。それゆえ、被調査者は、調査理由の開示（合理的必要性の開示）がない場合にはその調査を拒みうる。したがって、その状態でそれ以上税務職員としては、反面調査はもとより臨宅調査をも継続することができないと解すべきである。」とする。

原告が提出した本件係争各年分の確定申告書は、いずれも所得金額の記載はあるものの、その計算根拠となる収入金額及び必要経費の記載を欠くものであり、被告は昭和61年4月9日以降7回にわたりその所属職員を原告方へ赴かせ、税務調査への協力を要請して帳簿書類の提示を求めたが、原告は第三者の立会を求めると調査に協力せず、帳簿書類の提示にも応じなかったことが認められるのであって、これらの事実を照らすと、被告が行なった税務調査には客観的に必要性が認められ、かつ、反面調査を行なったことも社会通念上相当であると認められる。」と説示する。

## 2 補充性不要件説

これに対して、大阪高裁昭和59年4月27日判決（税資136号503頁）は、「いわゆる反面調査が当該納税者に対する社会一般の信用を著しく失墜させ回復困難な損害を与えることがないではないことは十分推認できるけれども、一方において租税法は収入確保・能率主義の原則、租税負担の公平の原則をも実現しなければならないことを考慮すると、右のように反面調査が当該納税者に回復困難な損害を与えることがあるということだけで直ちに控訴代理人主張のように反面調査は納税者の事前の承諾がある場合にのみ許されその他の場合には違法となるものと解すべき十分な根拠があるとはたやすく断定できない。また、所得税法第234条第1項第3号所定の者に対する質問検査は、同項第1、第2号所定の者に対する質問検査だけではその目的を達成することができない場合にのみ許され、その他の場合には違法となるものとする明文の規定は、同法上見当たらず、またそのように解すべき合理的理由も考えられない。更に控訴代理人は、質問検査権の行使は、納税者の理解と協力が可能な範囲内でのみ許され、右の範囲を越えるときは裁量権の範囲の逸脱となる旨主張するけれども、租税債権債務関係においては、租税民主主義とともに収入確保・能率主義や租税負担

の公平をも実現しなければならないのであるから、納税者としても国民としての立場からこれらの点につき積極的な理解と協力が期待されるところ、控訴人の所得についての質問検査権の行使がこのような意味での国民としての積極的な理解と協力が客観的に可能な範囲を越えていたものであることは、本件審理に表われたすべての証拠によっても認めるに十分ではない。してみると、右の質問検査権の行使が裁量権の範囲を逸脱していたものと判断することはできない。」としている<sup>18)</sup>。

また、前記静岡地裁判決の控訴審東京高裁昭和50年3月25日判決（判時780号30頁）は、補充性不要件説の立場から次のように判示する。すなわち、同高裁は、「所得税法234条1項の規定は、国税庁、国税局または税務署の調査権限を有する職員において、当該調査の目的、調査すべき事項、申告等の内容、帳簿等の記入保存状況、相手方の事業の形態等諸般の具体的事情にかんがみ、調査を必要とする客観的理由がある場合には、同条1項各号規定の者に質問し、またはその事業に関する帳簿、書類その他当該調査事項に関連性を有する物件の検査を行なう権限を認めたものであり、この場合の質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、右にいう検査の必要があり、かつこれと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまるかぎり、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられているものと解され、また、調査の

---

18) この事件の原審京都地裁昭和58年8月31日判決（税資133号543頁）も、「税務職員が所得税法に定められた質問検査を行う際、被調査者に調査の理由及び必要性を個別的、具体的に告知すること及び取引先等の反面調査に先立ち納税者の承諾を得ることを一律に義務づけた規定は、同法上見当たらない。したがって、税務職員には、調査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において相当な限度にとどまる限り、質問検査の実施の日時場所、その方法や反面調査の方法などを合理的に選択して実施することがまかされているとしなければならない。」として、補充性が反面調査の要件ではないとしている。

理由および必要性の個別的、具体的な告知のごときも質問検査を行なううえで法律上一律の前提要件とされているものでないことは最高裁判所の判例（昭和48年7月10日第三小法廷決定〔筆者注：荒川民商事件最高裁決定〕、刑集27巻7号1205頁）の示すとおりである。したがって、所得税法234条1項所定の質問検査を必要とする客観的理由が前記具体的事情によって肯定される限り、その対象者を同条項1号所定の納税義務者等に限定するか、または3号所定の者にまで押し及ぼすか、その順序、方法等をどのようにするか等は前記判例における実定法上特段の定めのない実施の細目的事項にほかならず、当該調査の必要性和相手方の私的利益とを比較衡量し社会通念上相当な限度内である限り、権限ある税務職員の合理的選択に委ねられているものと解すべく、原判決のように3号の反面調査が法律上1号の臨宅調査等の補充的規定であって、後者の調査が不可能である場合に限り許されるものと解すべきではない。もっとも反面調査の相手方が直接に納税義務を負う者ではないこと等から実施の必要性および方法等に関し、相手方の私的利益を優先させるべき場合があり、右の利益衡量のうえで臨宅調査に比してより慎重な配慮を要するものというべく、したがって社会的相当性の限度内として許容される範囲についても臨宅調査の場合と若干の相違があることは当然であり、原判決の引用する昭和26年10月16日付国税庁長官通達（直所1-116）も税務当局の自制措置としてこの理を明らかにしているものであるが、右通達が現実に調査を担当する税務職員の行動基準である限り、規定の文言についての合目的的解釈はもとより可能であり、したがって右通達に明示されていない場合であっても、通達の職旨に反しない場合まで当該税務職員の行動を規制する趣旨でないことは明らかである。〔下線筆者〕とするのである<sup>19)</sup>。

19) 前述のとおり、同判決の原審である静岡地裁昭和47年2月9日判決は補充性要件説を採用していたところである。この点、山田二郎氏は、「実定法の

### 3 検 討

北野弘久教授が、「現行法の解釈論としては、法律的に反面調査は納税者本人に対する調査とは一応別個のものであるので……どうしても納税者本人の了解がなければ反面調査をしてはいけないという解釈はただちにてこない。」とされるように<sup>20)</sup>、反面調査が本質的には本人調査とは別のものであるということであるとすれば、そもそも、反面調査の要件を論じる場面では、納税者本人の私的利益との衡量は論点外に位置付けられることになるだろう。

補充性要件説に立つ裁判例は少なく、大宗は補充性不要件説に立つ。

例えば、神戸地裁平成11年12月13日判決（税資245号797頁）は、「所得税法234条1項3号は、納税義務者以外のこれと一定の関係を有する者に対しても質問検査をすること（いわゆる反面調査）ができる旨定めているが、その調査の順序や方法については、特に定められていないから、税務職員の合理的な裁量にゆだねられているものと解すべきであって、右納税義務者以外の者に対する質問検査は納税義務者の同意がなければできないとか、納税義務者に対する質問検査が不可能な場合でなければ許されないというものではない。」とする<sup>21)</sup>。

国税通則法74条の2等という「調査」と同法24条《更正》にいう「調査」は同法内の概念であることからすれば、更正処分の前提として行われ

---

うえでかような調査の順序を定めている規定はなく、また、必ずしも納税者を先に調べることによって取引の内容をよく把握できるというものでもない。右判決には承服できない。」とされる（山田『税務訴訟の理論と実際』18頁（財経詳報社1959））。

20) 北野弘久『税法学原論〔第6版〕』401頁（青林書院2007）。なお、北野教授は補充性要件説に立つ。

21) 控訴審大阪高裁平成13年12月19日判決（税資251号順号9039）は原審を維持し、上告審最高裁平成14年6月25日第三小法廷決定（税資252号順号9144）は上告棄却決定及び上告不受理決定をした。

る「調査」と質問検査権規定にいう「調査」が異なる性質を有すると解するべきではない<sup>22)</sup>。されば、国税通則法24条の「調査」が、「通則法24条《更正》の調査とは、課税標準等又は税額等を認定するに至る一連の判断過程の一切を意味するものと解せられ、課税庁の証拠資料の収集、証拠の評価あるいは経験則を通じての要件事実の認定、租税法その他の法令の解釈を経て更正処分に至るまでの思考、判断を含む極めて包括的な概念である。」と理解されていることからすれば（広島地裁平成4年10月29日判決・税資193号274頁<sup>23)</sup>、反面調査だけを別の意義を有するものとか、別の「調査」類型とみて議論することには無理があると思われる。かように考えると、前述の国税通則法74条の2等の規定は、例えば、その第1項をみても明らかなおと、本人調査（通法74の2①-イ）と反面調査（通法74の2①-ハ）は、並列的に規定されており、本人調査ののちに反面調査を行うなどという要件を条文から読み解くことは難しいといわざるを得ない<sup>24)</sup>。

他方で、前述の金子宏教授の見解同様、清永敬次教授も「規定の上では

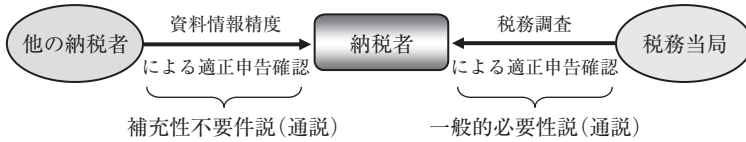
22) 山上淳一『国税通則法（税務調査手続関係）通達逐条解説』23頁（大蔵財務協会2013）も同旨。

23) この広島地裁判決においても、国税通則法24条の「調査」と質問検査権規定の「調査」が同時に出てくるが、判決は、「同法上の『調査』」という表現を数か所において示しており、特段、これら両者の調査に差異があるとの立場には立っていないようである。なお、控訴審広島高裁平成7年12月12日判決（税資214号729頁）及び上告審最高裁平成9年2月13日第一小法廷判決（税資222号450頁）においても判断は維持されている。

24) なお、本人調査の前に反面調査を行う場面もあるが、この点について「納税義務者の課税標準等をおおよそ把握し、最後に本人に対する調査において確定させようとする…は本末転倒」との反論もあり得るが（都築巖「税務調査と質問検査権についての一考察」租税訴訟学会編『租税訴訟第3号—租税手続における納税者の権利保障—』64頁（財経詳報社2010））、条文上、並列の関係にあることに鑑みれば、こうした要件を読み込むことは難しいように思われる。



図表 2



明らかではないが、ある納税者に対する課税処分のための調査を行う場合は、まず当該納税義務者に対して調査をなし、その調査によっては十分な資料を得ることができない場合にはじめて……反面調査……をなすことができると解される。」とされ<sup>25)</sup>、補充性要件説に立脚される。なお、同教授は、その理由として、「調査に伴う自由の制約はまず納税義務者自身が負うべきものであり、納税義務者に対して調査をしたならば必要でなかったであろうと思われる調査による負担を納税義務を有しない第三者が甘受しなければならない合理的理由を見出すことができない」からと説明される<sup>26)</sup>。このように、学説上の有力説は、補充性要件説に立っているものと解される<sup>27)</sup>。

ところで、反面調査は、個別の合理的な疑問を解消する理由に従ってなされるべきであり、その場合に、社会通念的視角から、被調査者たる反面調査先の私的利益との衡量の観点が重視されるべきである<sup>28)</sup>。この点は、現実的には、守秘義務違反を犯さないような手続的な部内準則の用意や、調査終結宣言を反面調査にも適用させる等の提案が考えられる（後述）。

25) 清永敬次『税法〔新装版〕』243頁（ミネルヴァ書房2013）。

26) 清永・前掲注25)、244頁。

27) そのほか、谷口勢津夫『税法基本講義〔第5版〕』146頁（弘文堂2016）も補充性要件説を支持される。

28) 北野弘久教授は補充性要件説に立つが、その上で、「なんら納税者本人について調査もせず漠然とした理由でもっていきなり取引先に対する反面調査をすることは違法であるといわなければならない。」とされる（北野＝黒川功補訂『税法学原論〔第7版〕』305頁（勁草書房2016））。

実際問題として、納税者本人の調査が実現できない場合には、反面調査が行われないと納税者の申告内容の確認ができないということになる。

前述のとおり、最高裁判例は、補充性を要件とは考えていない（荒川民商事件最高裁決定参照）。

なお、上記判決が引用する昭和26年10月16日付け直所 1-116「金融機関の預貯金等の調査について」は、次のように銀行調査の必要性について相当の理由を要求している。

預貯金等の税務調査に対する協力について

(昭26.10.16蔵銀第5,364号各財務局長宛)

預貯金等の税務調査に関する国税庁の従前の取扱方針（昭和25年4月3日付直所3-32号通達）については、昭和25年4月4日付銀総第52号により通知したところであるが、これが運用については税務官署側においても右国税庁長官の通達の趣旨が徹底していない等のため預貯金者に対し刺激を与えた面があるやに見受けられるとともに金融機関側においてややもすれば税務官署の必要な調査に対し不当に協力を回避した向があったと思われるところ、最近における貯蓄増強の重要性にかんがみ、今般国税庁長官から国税局長に対し別紙の如き通達が発せられ、爾今預貯金等に対する税務調査は真に已むを得ない必要最小の範囲に限定されることとなったから、金融機関側においても、適正な税務行政の執行が愈々その重要度を加えつつある現状を考慮し、今後税務官署の調査に対しては、積極的に協力するよう配慮を願いたく、この旨傘下金融機関に至急御移ちょういただきたく、この段命によって通知する。

(別紙)

金融機関の預貯金等の調査について

(昭26.10.16直所1-116国税庁長官発各国税局長宛)

金融機関の預貯金等に対して所得税法第63条（現在は第234条）、法人税法第46条（現在は第153条）その他国税に関する法令に規定する質問、検査権に基いて行う調査については、昭和25年4月3日付直所3-32通達「預貯金等の

調査について」をもってその取扱方針を支持したのであるが、右通達の趣旨の徹底を欠き預金者を不必要に刺激した向もあるように思われるところ、同通達中の「直接金融機関について調査を行わなければその者について適正な課税又は滞納処分等ができ難いと認められる場合」とは、国税査察官等が裁判官の令状により行う調査の場合を除く外、次に掲げるような場合であることに留意し、今後の調査に当り遺憾なきを期せられたい。

なお預貯金の増強がいよいよ重要であることにかんがみ、普遍的に、個人別の預貯金等の調査を行うようなことは、これを避けると共に、通達の運用につき慎重を期するため、今後預貯金等の調査を行う場合においては、税務署長（国税庁又は国税局の職員の行う調査については、国税庁長官若しくは国税局長又は税務署長）の証印のある書面を調査先の金融機関に呈示するものとする。

1. 犯則事件の調査上必要のある場合
2. 租税滞納の場合において処分上必要のある場合
3. 相続税、富裕税等の課税に関して、調査時の預金残高を確認する等のため必要がある場合
4. 租税の物納若しくは延納又は執行猶予の申請があった場合において、その許否を決定するために必要がある場合
5. 所得税又は法人税の課税標準の調査に当り、所得金額の計算につき必要な帳簿書類がないか、若しくは不備な場合又は帳簿書類がある場合においてもその真实性を疑うに足りる相当の事由がある場合において、その者の業績、事業規模等から見て通常銀行取引があると認められ又は銀行取引のあることを推定するに足りる相当の事由があり、且つ、その銀行取引を調査しなければ取引の事情が明らかとならない場合
6. 所得税法等の規定により金融機関が徴収すべき所得税又は提出すべき支払調書等につき監査上特に必要がある場合

実務上は、できるだけ納税者本人の了解を得てから反面調査等が実施されることが多いと思われるが、本人の了解を反面調査等の要件と解すべきかは更なる検討が必要であろう<sup>29)</sup>。

29) なお、平成24年9月12日付け課総5-11ほか（改正：平成27年4月15日）「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について（事務運営指針）」

図表 3

※社会通念形成に「根拠」の差異が織り込まれる。

	条文	根拠	受忍義務	社会通念との比較衡量
本人調査	通法 74 条の 2 ①イ等	申告納税制度	○	-
反面調査	通法 74 条の 2 ①ハ等	行政への協力要請	○	より慎重に

前述のとおり、北野弘久教授は、「現行法の解釈論としては、法律的に反面調査は納税者本人に対する調査とは一応別個のものであるので……どうしても納税者本人の了解がなければ反面調査をしてはいけないという解釈はただちにでてこない。」とされるが<sup>30)</sup>、同教授のかかる指摘は妥当であると思われる。このように、補充性は要件とはされていないと解されることになるが、このことの根拠が反面調査は本質的には納税者本人に対する調査とは別の独立した調査であるということにあるとすれば、そもそも、反面調査の要件を論じる場面では、納税者本人の私的利益との衡量は論点外に位置付けられることになるであろう。

しかし、そうではあっても、申告納税制度から導出され得る納税者本人調査の調査受忍義務の問題と、行政への協力要請であるところに本質がある反面調査の問題は混同せずに議論されるべきであるという点を強調しておきたい。この点は、東京高裁昭和50年3月25日判決（判時780号30頁）が、「もっとも反面調査の相手方が直接に納税義務を負う者ではないこと等か

第 2 章 3 (6) では、反面調査について「取引先等に対する反面調査の実施に当たっては、その必要性と反面調査先への事前連絡の適否を十分検討する。」とし、注書きとして「反面調査の実施に当たっては、反面調査である旨を取引先等に明示した上で実施することに留意する。」としており、課税実務において、必ずしも納税者本人の了解を求めるとしているわけでもない。

30) 北野・前掲注 20), 401 頁。ただし、北野教授が補充性要件説に立つことは前述のとおりである。

ら実施の必要性および方法等に関し、相手方の私的利益を優先させるべき場合があり、右の利益衡量のうえで臨宅調査に比してより慎重な配慮を要するものというべく、したがって社会的相当性の限度内として許容される範囲についても臨宅調査の場合と若干の相違があることは当然」であるとしており、この点については、より深慮ある検討を要するべきであると考ええる。

#### IV その他の若干の問題と提案

##### 1 反面調査における守秘義務を巡る問題

反面調査は、守秘義務違反のおそれのある調査形態の1つであり、反面調査先で守秘義務が問われることが想定される。すなわち、反面調査の際に、反面調査の対象者に向かって、別の調査において必要となったのでその調査先の取引関係を確認させてほしいとあって調査協力を求める場面で、本来の納税者の調査を実施している一環として反面調査を実施する旨を明らかにすることが考えられる。

反面調査先の協力を得るために、通常 of 反面調査の場面で本人調査の納税者名を開示してしまうとすれば、本人調査が実施されているという秘密を反面調査先に漏洩してしまうことになるのではないか、そのことが守秘義務に反しないかという問題が惹起される<sup>31)</sup>。

一般の反面調査の際にかような守秘義務違反になるおそれのあるような

---

31) 本人調査の納税者に対するものではないという反面調査の性質からすれば、「質問検査をする理由を、その相手方〔筆者注：反面調査の相手方〕が、納得しうるよう詳細に、かつ、質問検査の対象がとくに個別具体的に適示されて、説明されなければならない。」との考え方が導出され得る（新井隆一『課税権力の本質』130頁（成文堂1972））。そうであるとすれば、かかる反面調査先への詳細な理由の開示と、本来の納税義務者に対する守秘義務は、紙一重の関係にあるといえなくもない。

やり取りはしないこととしていたとしても、得意先（売上先）が一軒しかない反面調査先に売上先との取引内容を調べていることが判明してしまえば、その瞬間に本人調査が行われていることが反面調査先に明らかになってしまうし、狭い業界の場合にはかような問題はいくらかでも考えられる。すると、前述のように、調査がなされていることが明らかになることによって取引関係に悪影響を及ぼすことがある可能性もあることからすれば、それが問題視されることは素直に考えてあり得ないことではないし、信頼関係等への影響以前にここで問題としたいのは、守秘義務違反のおそれである。

どのような理由、糸口で本人調査の存在が明らかにされてしまうかが分からないことを考え、慎重の上にも慎重に本人調査が実施されていることを感づかれないようにするという配慮の上で反面調査が実施されているといえたとしても、銀行等に対する金融機関調査の場面ではどうであろうか。金融機関調査において、稟議書等の各種部内資料や電磁的記録の開示を求める際に、金融機関には本人調査の被調査者名を明らかにせざるを得ないのであるから、その瞬間に本人調査が実施されているという重要な情報が金融機関側に示されることになるのである。

もっとも、金融機関自体にも守秘義務が課されているから漏洩のおそれはないとも考えられるが、守秘義務違反の問題において、漏洩先に守秘義務が課されているか否かは問題とならないとする通説に従えば、それにより税務職員が守秘義務から解除されることにはならない。調査が行われているか否かという情報を入手し得ない立場にある金融機関に、かかる情報を伝えることは国家公務員法100条あるいは租税法上の守秘義務に反するおそれがあるといわざるを得ないのである。

しかしながら、守秘義務違反のおそれを理由に本来の納税者の調査であるのか、あるいは反面調査であるのかが明らかにされないことは問

題が多いといわざるを得ない。

## 2 反面調査先等における終結宣言

前述のとおり、反面調査は、被調査者にとってみれば、直截には自身の納税義務に関係のない他人の調査の実効性を確保するために政府に協力するという位置付けであるから、調査受忍義務が法律上導出され得るとしても、被調査者の私的利益がより一層考慮されなければならないのではないかと考えられる。

そうであるとすれば、平成23年の国税通則法改正により、被調査者の下での反面調査がいつ終結したかという点についての宣言が義務化され、調査内容についての説明義務（通法74の10②）、非違事項がない旨の是認通知義務（通法77の10③）等が法文上明確にされたのであるから、これらの規定の反面調査への適用関係が明確にされる必要があるだろう。反面調査先たる被調査者に調査が終了した旨を明確に伝えることによって不安定な協力者の立場から解放させる必要があるものと解される。

### 結びに代えて

大阪高裁平成2年5月30日判決（訟月38巻2号320頁）は、「原告は、所得税法234条に基づく質問検査は、あくまで任意調査であり、憲法31条の適正手続の保障の趣旨にも照らせば、右質問検査権の行使にあたっては、イ 調査の事前通知、ロ 調査の理由と範囲の開示、ハ 反面調査の補充性の3つの要件の遵守が必要とされる旨主張するが、実定法上、右事前通知及び調査の理由と範囲の開示が、調査もしくは質問検査権行使の法律上の要件にあたるとは解しがたいし、反面調査が、納税者自身に対する調査だけでは課税標準及び税額を把握できない場合に限って許容されると解すべき根拠もなく、結局、これらは、……社会通念上相当な範囲を逸脱しない限

り、税務職員の合理的な選択、裁量に委ねられているというべき」と論じる<sup>32)</sup>。

この引用部分はある種象徴的な説示である。

これまで、反面調査の違法性やかかる調査の要件論が議論された裁判例のほとんどは、反面調査の問題だけが争点とされるのではなく、いわば「調査理由の具体的開示、調査の立会い、事前通知」などという問題とセットにされて調査の違法性が論じられている事案である<sup>33)</sup>。そして、ほとんどの事例は、所得金額の確認に必要な帳簿や請求書等を提示せず、調査に協力をしないなど特定の圧力団体と税務署長との対峙の場面において論じられているものばかりであるといっても決して過言ではない。

そのような、いわば特異ともいえる事例において、調査の違法性が叫ばれる中に反面調査の法律問題が埋没してしまっているとみることもあながち間違えた観察だとは思えないのである<sup>34)</sup>。調査理由の開示や事前通知問題、調査に納税者以外の第三者の立会いを許すべきかといった種々の問題が軽視されるべきという意味ではないが、上記判決の説示にみるとおり、反面調査の問題が、納税者本人の問題の中に隠れてしまってきたことを指摘し得るのである。

---

32) 原審大阪地裁昭和63年9月28日判決（税資165号798頁）も同旨。

33) 中尾・前掲注11)、304頁も同旨。

34) 予定納税額減額申請又は青色承認申請の承認、却下の場合、純損失の繰戻による還付の場合、延納申請の許否の場合、繰上保全差押の場合等といった納税者側からの申請に基づく「税務調査」が、荒川民商事件最高裁決定において、本人調査等と同じテーブルで議論されていることに疑問を呈する論稿として、鶴見祐策「税務調査と質問検査との関係—「純粹の任意調査」に触れて—」北野弘久先生追悼論集刊行委員会編『納税者権利論の課題』637頁（勁草書房2012）。